

第1章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

日本国憲法では、第13条により「個人の尊重」を、また第14条により「法の下の平等」を規定しています。

さらに第24条において「男女平等」の理念がうたわれていると解釈されたことを契機として、戦後の国際社会の動きと連動しつつ、わが国では男女共同参画社会づくりの取組が進められてきました。

平成11年の「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）」制定に始まり、平成13年には内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置されて、国内における推進体制が確立しました。

さらに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）」、「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代支援法」という。）」など、男女共同参画社会の形成に関連する様々な法律の制定や改正を経て、平成17年12月には「男女共同参画基本計画（第2次）（以下「第2次基本計画」という。）」が閣議決定し、男女共同参画社会の実現に向けた次なる取組が開始されたところです。

本県においても、昭和56年度に策定した「千葉県婦人施策推進総合計画」をはじめとする男女共同参画に関する計画に基づき、女性も男性も性別にとらわれずに個性と能力を十分発揮でき、ともに社会を支えていく男女共同参画社会の実現を目指して、様々な取組を行ってきました。

平成13年3月には基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定し、さらに総合的に男女共同参画に関する施策を実施してきました。

しかしながら、少子高齢化の急激な進展や厳しい経済情勢、さらには県民一人ひとりの価値観が多様化する中で、女性の就労継続や再就職、政策・方針決定過程への参画、男性の家庭や地域への参画、また深刻化する女性に対する暴力の根絶など、対応すべき新たな課題等も踏まえ、従来の施策の見直しが必要となってきました。

そのため、本県では、基本法第14条に基づき、これまでの取組の成果を踏まえ、これらの状況を加味した新しい計画を策定することとしました。

また、計画の策定に当たっては、後述するように白紙の段階から県民の声を聴き、その中で浮かび出した現状と課題に対応するため、県民と行政が一体となって策定に当たることとしました。

2 計画策定の背景

(1) 国際連合(以下「国連」という。)を中心とした世界の動き

国連においては、すべての人間の尊厳を保障し、人種や性別による差別等の禁止を定めた「世界人権宣言」を昭和23年(1948年)の国連総会で採択した後、定期的に人権問題を取り上げてきましたが、昭和47年(1972年)の第27回国連総会において、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むため、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」とすることを決議しました。

さらに翌年から始まる10年間を「国連婦人の十年」と定め、各国がそれぞれの国で行う活動方針を定めることなどを示す「世界行動計画」をメキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において採択し、「平等、発展(後に開発と変更)、平和」を目標に、女性の人権擁護と地位向上のための世界的活動を開始しました。

また、昭和54年(1979年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」という。*43ページ参照)」が第34回国連総会において採択され、「人間尊重」と「男女の権利の平等」が再確認されました。

そして昭和60年(1985年)に開催された「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」においては、「国連婦人の十年」の取組で掲げられた目標達成のための努力を平成12年(2000年)に向けて各国が継続して取り組むという、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、平成7年(1995年)到北京で開催された「第4回世界女性会議」では、平成8年度末までに各国政府による行動計画の策定を求め、女性の能力開発の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択され、貧困、教育、健康等12の重大問題領域における戦略目標と、各国がとるべき行動が定められました。

その後、平成12年(2000年)6月には、ニューヨークの国連本部において国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の実施状況の分析、評価を行い、その完全実施に向け「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

また、平成17年(2005年)2月から3月には第49回国際婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

(2) 国における取組

国際婦人年世界会議で決定された「世界行動計画」を取り入れるため、わが国においては、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」を策定し、政治・教育・労働・健康・家族生活等に関して憲法が保障する一切の権利を女性が男性と等しく享受し、あらゆる領域において男女がともに参加、貢献することが必要であるとの基本的な考え方に立ち、向こう10年間で女性の人権保障や地位向上のための施策を展開することとしました。

その結果、男女平等に関する法律・制度面の整備が進められ、昭和60年（1985年）にわが国も女子差別撤廃条約（*43ページ参照）を批准しました。

同時に国内法の整備として、国籍法（父母両系主義）、民法（配偶者の相続分引上げ）や国民年金法（女性の年金権の確立）などの法改正や、男女雇用機会均等法の制定を行いました。

そして、昭和62年（1987年）には、男女共同参画型社会を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

さらに、「男女共同参画型社会づくりに向けての推進体制の整備について」（平成5年7月婦人問題企画推進本部決定）を踏まえて、平成6年（1994年）6月に、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置したほか、新たに総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、同年7月には全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」を発足しました。

平成8年（1996年）には、男女共同参画審議会による答申「男女共同参画ビジョン」を受け、「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

平成10年（1998年）、男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」の答申を受け、平成11年（1999年）6月、男女共同参画社会の実現に向けた法的根拠となる基本法が制定されました。

この基本法では、「男女共同参画社会」の形成を21世紀におけるわが国の最も重要な課題と位置付けており、

- ア 男女の人権の尊重
- イ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ウ 政策等の立案及び決定への共同参画
- エ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- オ 国際的協調

の5つを基本理念に掲げ、国、地方公共団体、国民にそれぞれ基本理念の実現のための責務を定めています。

また、男女共同参画審議会では、平成9年（1997年）に「女性に対する暴力専門部会」を設置し、調査審議を進め、平成11年（1999年）5月「女性に対す

る暴力のない社会を目指して」を、次いで平成12年（2000年）7月「女性に対する暴力に関する基本的方策について」を答申しました。

そして、同年12月には、基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成13年（2001年）1月の中央省庁等の再編成に伴い、内閣府に「男女共同参画局」が設置されるとともに、内閣府に置かれた4つの重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が設置され、これまでの男女共同参画審議会の機能を発展的に受け継ぐこととされました。

さらに、この会議の審議を補助するため、重要事項及び専門的な知識を必要とする事項について専門調査会が設置されており、現在4つの専門調査会が審議を行っています。

- 基本問題専門調査会
- 女性に対する暴力に関する専門調査会
- 少子化と男女共同参画に関する専門調査会
- 監視・影響評価専門調査会

また、平成17年（2005年）12月に第2次基本計画が策定され、国においては、この新しい計画に基づいた男女共同参画の政策を推進しています。

(3) 千葉県取組

本県では、「国際婦人年」、「国連婦人の十年」に関する世界の動きや国の動向などを踏まえ、女性の地位向上のための施策とその関連施策を総合的・効果的に推進してきました。

すでに昭和56年(1981年)から国の「国内行動計画」を勘案した「千葉県婦人施策推進総合計画」に基づき、女性の地位向上のための各種施策を行ってきたところですが、さらに「千葉県婦人計画(昭和61年度～平成2年度)」、「さわやかちば女性プラン(平成3年度～7年度)」と、時代の状況に合わせて計画を策定し、現状にあった各種施策を実施してきました。

平成8年(1996年)3月には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を踏まえ、「2000年の千葉県」及びこれに基づく「ちば新時代5か年計画」との整合を図り、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした第4次の女性計画として「ちば新時代女性プラン」(平成8年度～12年度)を策定しました。

また、計画を推進するに当たり「千葉県女性政策推進本部」をはじめ、「千葉県女性施策推進懇話会」の意見を聴きながら、国、市町村、関係機関・団体などと密接な連携を図り、県民の理解と協力のもとに、各種の女性施策の効果的な推進を図りました。

その後、平成12年(2000年)2月に「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」に改称するとともに、同年4月には、庁内推進組織として「千葉県男女共同参画推進本部」を、また担当部署としてそれまでの社会部青少年女性課女性政策室を企画部に「男女共同参画課」として新たに設置しました。(平成14年度の組織改編により総合企画部男女共同参画課と改称。)

さらに平成13年(2001年)3月に男女共同参画社会の実現に関する初めての国内法である基本法に基づき「千葉県男女共同参画計画」を策定し、本県における男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的に推進してきました。

その後毎年事業の進捗状況を把握し、以後の施策の立案や実施に当たっての参考とするため、千葉県男女共同参画白書を発行し、計画の推進に努めています。

さらに、県民が男女共同参画についてどのように認識し、何を望んでいるかという、千葉県の男女共同参画に関する現状と課題を把握するため、平成16年(2004年)9月に「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査(以下「平成16年度県民意識調査」という。)」を行いました。

一方、平成13年(2001年)4月に制定されたDV防止法の施行(平成14年4月)に当たり、DV(*13ページ参照)被害者の支援のため男女共同参画課内にDV

対策担当チームを設置し、庁内体制の整備を図るとともに、平成16年(2004年)のDV防止法改正に基づき、平成18年(2006年)3月に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(以下「DV防止基本計画」という。)」を策定したところです。

これまでの主な成果としては次のとおりです。

- ア 「配偶者暴力相談支援センター」として「千葉県女性サポートセンター」を設置するとともに、千葉県女性センター(現ちば県民共生センター、同東葛飾センター)及び県内14か所の健康福祉センター(保健所)を「地域配偶者暴力相談支援センター」として指定し、被害者の相談等の支援に当たる地域センターとしました。
- イ 平成16年度県民意識調査によれば、男女の地位の平等感について、「社会全体で」女性の側がより強い不平等感を持っている一方で、「男は仕事、女は家庭」との考え方について、初めて「そう思わない」とする回答が男女ともに過半数を超えたことからみえるように、県民の意識は着実に変化してきていることがうかがえます。
- ウ 県の審議会等における女性委員の登用については、「平成17年度末30%」「すべての審議会等に女性が委員として参画する」を目標としていましたが、平成17年(2005年)4月で審議会等に占める女性委員の割合は26.3%(平成12年:14.5%)で11.8ポイント、女性委員がゼロの審議会等の割合は4.9%(平成12年:5.8%)で0.9ポイントそれぞれ増減したものの、いずれもまだ目標には到達していません。
- エ 市町村の男女共同参画推進の指標の一つである男女共同参画に関する行動計画の策定状況は、平成11年度に22.5%であったところ、平成16年度末では80市町村中25市2町で33.8%が策定済みとなりました。
平成17年度に行われた市町村合併により、平成18年(2006年)3月末には56市町村中26市となり46.4%の策定率で約2倍となっています。
また、市町村の審議会等の女性委員の割合は平成17年(2005年)4月で19.7%であり、平成13年度(17.9%)から1.8ポイント上昇しています。

第2次基本計画に基づいて国が進める各種取組を踏まえて、今回の計画策定に当たって培われた県民や企業、各種団体及び市町村との連携・協働のもとで、本県の男女共同参画に関する取組をこれまで以上に積極的に進めていきます。

3 策定の方向

平成16年度県民意識調査によると、調査回答者の7割弱が「男女共同参画社会基本法」について見たり聞いたりしたことがなく、多くの県民が男女共同参画のことをよく知らないことが分かりました。

また、男女の地位が平等になっているかどうかを聞いたところ、男性の7割、女性の8割が、「社会全体で男性が優遇されている」と回答しています。

そこで、改めて、県民が日ごろ仕事や日常生活の場で、どのような思いを抱いているかについて直接意見を伺いに、商店会の集まりや子育てサロン、栄養教室をはじめとした県民が主催する各種の会合や講座など42か所の集会に出向き、日常生活の場で感じていることや実情などについて意見を聴いたほか、アンケートやホームページでも意見を収集しました。

また、計画の白紙段階で3か所、骨子案段階で4か所と県内各地で実行委員会の主催による男女共同参画に関するタウンミーティングを開催するとともに、10か所のミニタウンミーティングや3度にわたる意見公募（パブリックコメントを含む）を行い、そこでも家庭生活や地域活動、仕事や教育などについて、いろいろな県民の意見が寄せられました。

これらの県民の意見（*巻末参考資料参照）から、男女共同参画が日常生活の様々な場面に関係する身近な問題であるということを改めて確認することができました。

たとえば、職場においては、女性の賃金が男性より低い場合が少なからずあることや、出産退職などによる女性の再就職の困難さなどがあります。

また、家庭においては、男性が家事・育児をやりたいと思っても実際には時間に余裕がないという声や、子育て中の女性の孤独感を訴える声などがあります。

さらに、地域においては、自治会などの活動は男女がともに担っているにもかかわらず、方針を決定する立場には女性が少ないことなど、様々な実情が浮かび上がってきました。

千葉県では、これらの問題に対応するため、県民の皆様の意見を伺いながら、基本法に基づいた新しい男女共同参画計画づくりを行うこととしました。

4 計画をつくるに当たっての3つの視点

*人の視点：男女共同参画を大勢の中の個人としての立場から考えました。

*時の視点：男女共同参画を一人ひとりが生きていくそれぞれの時間の流れの中で、いろいろな時点から考えました。

*場の視点：男女共同参画を一人ひとりが存在するいろいろな場から考えました。

人の視点

わたしたちは、その一人ひとりがかけがえない存在です。それぞれが多様な価値観や考え方を持っています。

女性も男性もひとりの人として尊重され、その意思が大切にされ、それぞれが認め合える関係の創造を目指します。

時の視点

わたしたちは、誕生、成長、そして老い、その時々を生きています。

いつの時でも、誰もがその人らしくあるために、その時々のある方を見つめ、生涯にわたって女性も男性もいきいきと過ごしていける時の創造を目指します。

場の視点

わたしたちは、家庭・地域・学校・職場など、さまざまな場で生活しています。

それぞれの場において、みんなが個性を認め合い、女性も男性もその人らしく生きていける社会や地域の創造を目指します。

5 基本理念

この計画では、

**女性も男性も人として尊重され、その人らしく生きることができ、
それぞれが個性を認め合える社会、そして平等な社会の実現を目指
します**

を基本理念とします。

6 本計画の期間

男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題（基本法前文）とされており、総合的かつ長期的に取り組む必要があることから、本県の男女共同参画に関する長期的な施策の方向性を定める基本計画期間は、平成37年（2025年）までの20年間とします。

また、具体的な施策について定める事業計画期間は、平成18年度（2006年度）から22年度（2010年度）までの5年間とします。

なお、随時計画の実施状況の確認と成果の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

